

だまされんぞ！ 消費者は！



相談事例(大学生 男性)
玄関のチャイムが鳴り、「宅配です」と言うのでドアを開けたら新聞の勧誘だった。
「いらない」と言うと「このアパート全員にとってもらっている」などとしてこく勧誘され、夜なものになかなか帰ってくれず、仕方なく3カ月分の契約をした。しかし、やはり必要ないのでクーリング・オフしたい。

相談事例(大学生 男性)

初めての一人暮らし...悪質な新聞勧誘に注意!

一人暮らしを始めた大学生などから新聞勧誘に関する相談が寄せられています。
また、「引っ越しの段ボールを引き取る」、「クーポン券を配ってる」などと言われてドアを開けたら「新聞の勧誘だった」、「アンケートだと思って名前などを記入したら契約書だった」、などというケースもあります。

〈アドバイス〉

- ・訪問者が誰で用件は何かなどをよく確かめて、必要なければきっぱりと断りましょう!
- ・無理矢理景品を置いて行かれた場合は、使用せず返品しましょう!
- ・契約書を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフができます!

◎もし困ったり、迷ったりしたときは、東広島市消費生活センターにご相談ください。
専門の消費生活相談員が相談に応じます。

東広島市消費生活センター

東広島市役所 2階 17番窓口 電話 082-421-7189

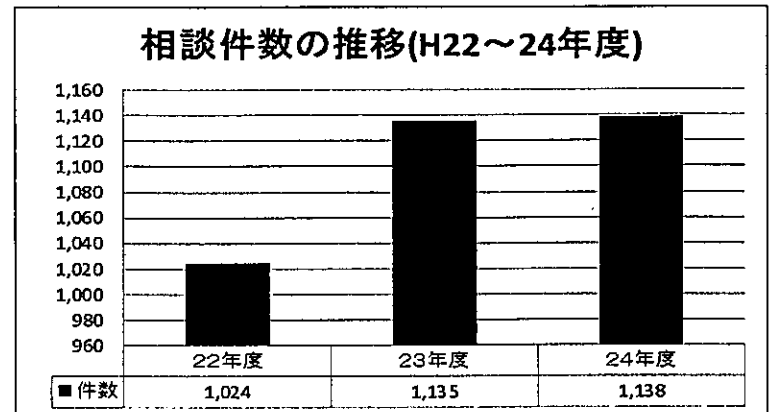
(月～金(祝日・年末年始の市の休日を除く。)) 9～12時 13～17時

※独立行政法人国民生活センター子供サポート情報第62号を一部加工

平成24年度 東広島市消費生活センター相談状況

●近年の相談状況

昨年度の東広島市消費生活センターが受付けた相談件数は1,138件で、平成22年度以降、微増傾向が続いています。



●相談者の年齢

- ・相談者を年代別にみると、一番多いのは70歳以上の高齢者層です。(H24年度:225件 全体の19.8%)
- ・未成年者と20歳代の若い年代の相談者数も、昨年度は158件と全体の13.9%を占めています。



◎消費者トラブルは、決して高齢者だけの問題ではないのです!!

●東広島市の相談件数トップ3

東広島市消費生活センターに寄せられた昨年度の相談事例で多かったものは

- ① インターネット・携帯サイトのワンクリック詐欺
(例)無料サイトにアクセスしたら、いきなり登録料を請求された。
- ② 架空請求詐欺
(例)「サイト料が未納だ。連絡がなければ裁判を起す。」と身に覚えのない請求が来る
- ③ 賃貸借トラブル
(例)きれいに使用していた賃貸マンションの退去時に、敷金が返還されなかった。
*この外、「ファンド型投資商品」に関するトラブル相談も多くなっています。



◎こうしたトラブルに巻き込まれたら、東広島市消費生活センターにご相談ください!!

*5月は消費者月間です!
平成25年度消費者月間標語

『学ぶことからはじめようー自立した消費者に向けてー』

東広島市消費生活センター (東広島市役所 2階 17番窓口)
電話 082-421-7189 ※月～金(祝日・年末年始の市の休日を除く) 9～12時, 13～17時